

議案第13号

西脇市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について

西脇市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

委員会の名称及び職務について、実態に即したものに変更するため。

## 西脇市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する 条例

西脇市心身障害児就学指導委員会条例（平成17年西脇市条例第 147号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西脇市教育支援委員会条例

第1条中「適正な就学指導」を「適正な教育支援」に、「西脇市心身障害児就学指導委員会」を「西脇市教育支援委員会」に改める。

第4条第3号中「適正就学」を「教育支援」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。  
別表中「心身障害児就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。